様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） あーくしすてむ  一般事業主の氏名又は名称：株式会社アークシステム  （ふりがな） ときた むねとも  （法人の場合）代表者の氏名：戸北 宗朋  住所　〒103-0015  　　　　　　　　　　　　東京都中央区日本橋箱崎町24番1号 日本橋箱崎ビル11階  法人番号：5010001081067  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①（株式会社アークシステム）DXの取り組み  ②（株式会社アークシステム）企業理念（私たちの理念） | | 公表日 | ①2024年8月1日  ②2023年2月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社アークシステムのコーポレートサイトで公表  ①https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「デジタル技術がもたらす変革」、「DXとアークシステムのビジョン」および「目指すビジネスの方向性」  ②https://www.arksystems.co.jp/company/philosophy/  記載箇所：私たちの理念 | | 記載内容抜粋 | 【デジタル技術の社会と自社への影響】  デジタルテクノロジーを活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)が、私たちの生活に大きな変革を生み出し、ＩＴ業界や専門的なビジネス環境に留まらず、日常生活のいたるところに影響を与え、これまでの社会環境が一変することが見込まれており、このような変革の時代、DXを通じて社会の成長や共通の課題に対処する力を向上させていくことがこれからのトレンドとなり、それに対応することが企業の永続的な成長につながると認識しています。  【上記を踏まえた経営ビジョン】  自らの目指すべきデジタルシフトの方向性を明確にし、それを実現するための組織、人材、技術、業務プロセスを強化・再構築する際の指針となるべきものとして、2023年に新たな企業理念（私たちの理念）を策定し、「お客様がITを最大限に利活用しビジネスを成功に導くことをお客様のそばで支える企業であり続け、その活動を通じて社会に貢献する」というミッションのもと、当社は、変化の激しい時代を生き抜きお客様の期待に応え続けるために、社員自身が進化を繰り返すことで、お客様に対する価値を提供し、また、ビジネスを取り巻くITを支え続けるために、安心・安定と攻めの企業運営を実現し、最新のIT技術とシステム運用をお客様に届けることを目指すことを掲げています。  【ビジョンを実現するためのビジネスモデルの方向性】  ビジョンの実現に向けて当社は、従来のビジネスモデル（高度な人材サービスの提供）にデジタルテクノロジーを融合させ、顧客ニーズに基づいたITサービスの提供の価値向上に加え、新たなビジネスチャンスを見出し、新規デジタルビジネスを創出など、新たな価値を創造することを掲げています。また、当社サービスと関連する様々なITツールやサービスとの連携、デジタルテクノロジーを活用した自社プロダクトの開など「プロダクト＆サービス事業」への拡大にも取り組み、従来の枠組みを超えたビジネス展開も掲げています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社企業理念（私たちの理念）は、2023年1月開催の取締役会において承認された。当社コーポレートサイトの「DXの取り組み」は、2024年1月の取締役会で承認された事業計画方針の内容に基づき作成、公表しているページである。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | （株式会社アークシステム）DXの取り組み | | 公表日 | 2024年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社アークシステムのコーポレートサイトで公表  https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「デジタルイノベーション実現に向けた具体的取り組み」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、ビジョンや目指すビジネスモデルの実現に向けて、具体的な戦略・戦術を毎年の事業計画に組み込んで遂行しています。  2022年度を初年度とする中期事業方針で目標とした「ARK3.0」では、これまでの主力ビジネススタイルである単発、直顧客への支援（ARK1.0）、そしてサービス領域の拡大やIT技術の進化にともなうビジネス領域の拡大、直顧客への深耕（ARK2.0）を経て、これまでに培ったITナレッジや多くの直顧客支援から得たノウハウ・スキルを活用し、新たなビジネスモデルの創出と実現を目指しています。  2024年の事業計画では、「現在のコア事業（従来型のITサービス）の売上拡大」に加え、プロダクト＆サービスの事業創出に向けて「DXを活用した既存事業のサービス化」や「新プロダクトへの投資」を掲げています。その実現に向けた戦術として、「プロダクト＆サービスの推進部門である事業開発室の設置」、「既存プロダクトへの開発投資の拡大」、「アライアンスの強化」、「人材基盤の強化」、「Webマーケティングの強化」を定め、さらに各対応部門での詳細なアクションに落とし込み、推進していきます。  各アクションプランにおいて、デジタルイノベーションの実現に向けて、以下の取り組みを推進していきます。  ・コア事業（従来型のITサービス）では、これまで培ったシステム運用のノウハウやデータを活用し、AI（Copilotなど）を利用したシステム運用業務の自動化や業務改善に取り組んでいます  ・プロダクト＆サービスの事業創出においては、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）の技術を活用した新たなプロダクトの開発を進めています。また、既存プロダクト（会議室予約システム）においては、AI技術を活用して効率的な会議室利用環境の構築や機能強化を行い、付加価値の向上を目指しています。  ・「Webマーケティング強化」では、サイトのアクセスデータをAI技術で分析し、サイト構成や導線の整理・改善を行います。また、検索ヒット率向上を目指したHPの構築を実施します。  ・「人材基盤強化」では、新たな技術習得やDX推進のための時間を創出するために、社内業務システムの導入・強化を行います。また、社員教育のデジタル化（クラウドサービスの利用）により、効果的な教育プログラムの分析を実施します。さらに、エンゲージメントツール（クラウドサービス）を活用し、社員の定着率向上に向けた分析とKPI設定を行い、その取り組みを進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中期事業方針は、2022年1月開催の当社取締役会で、2024年事業計画は2024年1月開催の当社取締役会において承認された。当社コーポレートサイトの「DXの取り組み」は、これらの内容に基づき作成、公表しているページである。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「デジタルイノベーションを推進する体制」 | | 記載内容抜粋 | デジタルイノベーションの実現に向けて2023年に事業開発室を設置。  具体的には、デジタルテクノロジーを活用した既存事業のサービス化、新プロダクトの開発、アライアンス強化などを担当し、実現にむけて推進していくとともに、実現には、各部門を横断/連携するテーマ、全社的な共通課題や重要テーマなどもありそれらの部門をとりまとめ、迅速に対応し、推進していく組織です。  各部門では、デジタルテクノロジーの活用に関した様々な取り組みを進めており、テーマに沿ったチーム設置や分科会といった体制を構築し活動を進めています。  人材育成面では、人材育成を担う事業統括部に加え、各部責任者による「中期事業計画戦略推進体制」をつくりました。DX人材育成に向けて、技術領域を定義した「ジョブディスクリプション（職務記述書）」を策定し、自己分析のアセスメントシート、目標設定のキャリア開発シートなど活用して、自分が習得すべき技術や方向性を明確にするとともにキャリア開発、成長に向けた仕組みをつくり、会社としてデジタルイノベーションへの実現に向けた人材育成の取り組みを進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「デジタルイノベーションを支える社内環境整備」 | | 記載内容抜粋 | <社内環境整備の主な施策>  ①デジタル人材育成の支援  ・ジョブディスクリプションの策定による、DX人材に必要なスキル項目の明示  ・社外研修や研究会への参加支援、海外視察の支援や社内のテーマ別分科会、研究会活動支援  ・クラウド教育サービスの活用による新デジタル技術を学ぶ機会の提供  ②業務プロセスの最適化（データの可視化、リアルタイム情報の把握による生産性向上、業務プロセスの最適化）  ・営業活動・受注管理のクラウドサービス活用  ・販売・発注業務のクラウドサービス活用  ・CopilotなどAI技術の活用による業務効率化  ③「時間と場所にとらわれない働き方」への取り組み（効率的・効果的な労働時間の創出）  ・テレワーク環境の増強とセキュリティ強化  ・ 勤怠管理システムのクラウド化  ・ 経費精算システムのクラウド化  ・ 電子契約システムの導入  ・ 在宅勤務制度の導入  ・ フレックスタイム制の導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | （株式会社アークシステム）DXの取り組み | | 公表日 | 2024年8月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社アークシステムのコーポレートサイトで公表  https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「成果指標」 | | 記載内容抜粋 | 成果を測る重要な指標として、プロダクト＆サービス事業について2025年の目標値（デジタルテクノロジーを活用した既存事業のサービス化と既存プロダクトおよび新プロダクトの売上高を全売上高の5％とする）を設定し、進捗を管理しています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年8月1日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトの「DXの取り組み」ページにて公表  https://www.arksystems.co.jp/dx-initiatives/  記載箇所：「アークシステムにおけるDX推進について（経営者トップメッセージ）」 | | 発信内容 | 発信者は実務執行総括責任者である代表取締役社長。  私たち株式会社アークシステムは、「お客様のそばで、お客様のためのITを」の理念のもと、お客様の視点に立ち、より良い価値を提供することを使命としています。  しかし今日、デジタルテクノロジーの進化と浸透は加速しており、ITがビジネスや社会を支える時代から、ビジネスや社会そのものがデジタル化する新しい時代に入っています。今後も、現代の人々の想像を超えたイノベーションが次々と起こり、社会が姿を変えていくことが予想されます。  そのような将来に向けて、当社ではデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することで、時代や社会の変化に対応し、新たな価値を創造するために進化する必要があります。  現在の中期事業計画では、「新たな成長ステージ『ARK3.0』に向けた取り組みの推進」を掲げ、当社がこれまで培ったITナレッジと多くのお客様支援からのノウハウやスキルをデジタルテクノロジー（DX）と融合させて新たなビジネスモデルの創出と実現を目指しています。また、DXは技術だけでなく人材の力も必要です。私たちは高度な技術と人間力そしてDXを融合させて、お客様の課題解決と成長を目指しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年5月頃　～2024年6月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに登録している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ISO27001（ISMS）認証維持：2021/6/9～継続中  プライバシーマーク認定維持：2009/02/16～継続中 | | 実施内容 | 当社は、情報セキュリティを重要な経営課題に位置づけている。当社における情報セキュリティの最上位文書として「情報セキュリティポリシー」を定め、そのもとで情報セキュリティマネジメントシステムを構築・運用している。  2021年5月にはISO27001(ISMS)認証を取得し、定期的にサーベイランス審査及び更新審査を受けて認証を維持している。  社内においては、企画管理部の社内情報システム担当がISMSの管理目的、管理策、プロセス及び手順を対象に予め定めた間隔でISMS内部監査を実施している。  当社はまた、個人情報保護方針に基づいて構築した個人情報保護マネジメントシステムを運用しており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けている。2009年2月に初回付与認定を受け、以後、2年ごとに更新審査を受けて認定を維持している。  <ISMSの認証登録内容>  認証番号：GIJP-0401-IC　有効期限：2024/6/9～2027/6/8  <プライバシーマーク認定>  登録番号：11820623　有効期間：2023/02/16～2025/02/15 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。